

年金積立金管理運用独立行政法人業務方法書の変更（案）新旧対照表

変 更 案	現 行
<p>(管理及び運用の基本的考え方)</p> <p>第5条 管理運用法人は、次に掲げる事項を踏まえ、年金積立金の管理及び運用を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第79条の4第1項に規定する積立金基本指針に適合するように同法第79条の5第1項に規定する積立金の資産の構成の目標を定めること。</u></p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(政府調達に関する協定その他の国際約束に係る物品等又は特定役務の調達手続き)</p> <p>第13条 <u>1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定(以下「協定」という。)、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束を実施するため、管理運用法人の締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。</u></p>	<p>(管理及び運用の基本的考え方)</p> <p>第5条 管理運用法人は、次に掲げる事項を踏まえ、年金積立金の管理及び運用を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(政府調達に関する協定その他の国際約束に係る物品等又は特定役務の調達手続き)</p> <p>第13条 <u>政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)その他の国際約束に係る物品等又は特定役務の調達手続きについては、別に定めるところによる。</u></p>

附 則（平26. . . 変更）

- 1 この業務方法書の変更は、平成26年 月 日から施行する。ただし、第5条の変更は、平成27年10月1日から施行する。
- 2 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第28条第1項の規定により積立金基本指針が定められたときは、前項ただし書の規定による施行の日前においても、変更後の業務方法書第5条第1項（2）の規定の例により、積立金の資産の構成の目標を定めることができる。